

見積合せに関する注意事項（共通物資）

◎ 見積合せへの参加

- 1 本見積合せは郵便による見積合せとなっていますので、別紙「郵便による見積合せの注意事項（共通物資）」を十分に確認してください。
- 2 見積書に記入する金額は、本市から送付した見積書に応じて次のとおり記入してください。なお、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を記入してください。
 - ①食品名ごとの単価のみ記入
 - ②食品名ごとの単価と、単価に予定数量を乗じた金額（合計金額のみ消費税相当分を加えた金額を記入してください。）を記入
- 3 見積合せ回数は、原則として1回を限度としますが、予定価格の範囲内の見積書の提出がないときは、学校給食の提供まで期間がある場合には再度見積合せを1回行います。学校給食までの提供まで期間がない場合には、見積合せを中止する場合がございます。
- 4 1回目の見積合せに参加しなかった者、無効な見積合せをした者、1回目の見積合せで失格となったものは、再度見積合せに参加することはできません。
- 5 見積合せ参加者が2者に満たない場合は、見積合せを中止します。

◎ 見積合せの無効

次のいずれかに該当する見積合せは、無効とします。

- 1 見積合せに参加する資格を有しない者のした見積合せ
- 2 見積書記載の金額・氏名その他見積合せ要件の確認ができない見積合せ
- 3 見積書記載の要件の加除訂正箇所後に署名又は押印がない見積合せ
- 4 1者の見積者が、同一事項に2通以上の見積書を提出した見積合せ
- 5 不正行為があったと認められる見積合せ
- 6 その他見積合せに関する条件に違反した見積合せ

◎ 見積合せの辞退

- 1 見積合せに参加する者は、見積合せ執行の完了に至るまでは、いつでも見積合せを辞退することができます。
- 2 見積合せに参加する者は、見積合せを辞退しようとするときは、その旨を記載した見積合せ辞退届を郵送（見積合せ日の前日までに到着するものに限り）又はファクシミリにより送付してください。
- 3 見積合せを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。